



こだいらまちなかサロン

～「地域の居場所（交流活動）」に対して助成します～



小平市民のみなさんが、地域のみなさんとささえあいながら、安心して自分らしく暮らせるよう、「こだまちサロン」は、人がつながりあえるきっかけを作り、人と心のよりどころとなる場所です。

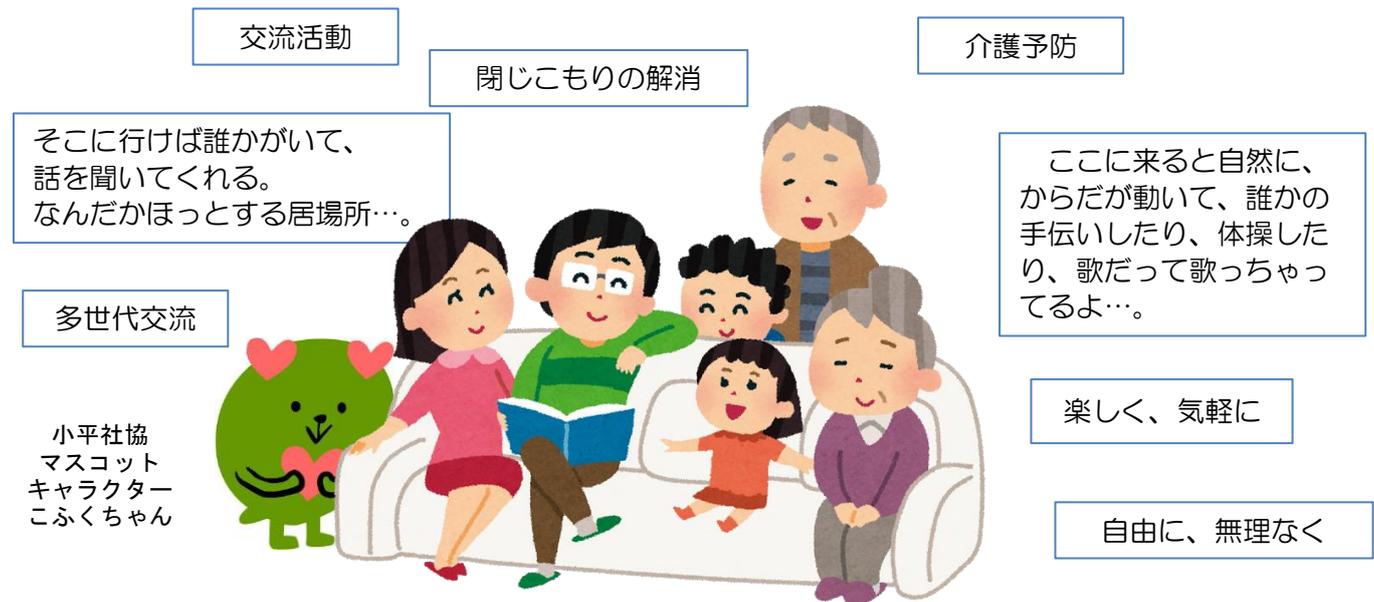
■ こだまちサロン（助成）って…？

「孤立」・「無縁」が社会問題となっている現代、誰でも、身近な地域の中で声をかけあい必要な時には助け合える**ご近所の大切さ**が、今見直されています。

家に閉じこもりがちな高齢の方が、自宅から徒歩で気軽に訪れることができ、健康づくり、仲間づくり、生きがいづくりにつながるような活動の場所が「こだまちサロン」です。

また、サロンは、多世代交流も応援します。赤ちゃん連れの親子や、学校帰りに寄ってくれる小中学生も一緒に、気軽に集い交流する中で、みんなが元気をもらえるような居場所が、小平市内にたくさんあれば、きっと、小平市は「みんなが暮らしやすいまち」になるでしょう。

平成28年1月から、そのような居場所（5名以上、高齢者が半数以上）に対して、小平市から委託を受けて、小平市社会福祉協議会（社協）が、運営費の助成と立上げ運営支援等を行う「高齢者交流活動支援事業」（通称「こだまちサロン」助成）を開始しています。



* 「こだまちサロン」は、助成制度を活用するサロンを総称するものです。それぞれのサロンは、それぞれにちょうどいい、素敵な名前をつけてください。すでに活動を始めているサロンも、名前を変える必要はありません。

* 「こだまちサロン」は、「地域のどなたでも参加が可能」であることが必要です。サロンの目的は、地域福祉の推進であり、会員限定のグループや政治・宗教活動、カルチャースクールなど、特定のメンバーや活動に限定された場合や、営利を目的とするものは、対象になりません。

【 お問合せ 】 小平市社会福祉協議会 こだいら生活相談支援センター

☎ 042-349-0151

Mail sscenter@syakaifukushi.kodaira.tokyo.jp

■ こだまちサロンは、どんなことをするの…？

こだまちサロンは、支えあいの志をもつ地域の方々の自主的な活動ですので、具体的な活動について「こうしなくてはいけない」という決まりはありません。参加する方の希望することをお聞きしながら、運営する方も無理のない開催回数や、内容を決めていただきたいと思います。

現在のサロンは、おしゃべりや、健康体操、歌、ものづくりや趣味活動などを行っています。昼食の用意をするところがあれば、午前のみ、午後のみというところもあります。

場所については、「地域の方が集まりやすく」、「継続して開催ができる」場所、例えば、地域センターや公民館等の公共施設のほか、自治会やマンションの集会室、ご自宅の一部を利用したり、空き家・空き店舗等を借用するほか、コミュニティカフェなどを会場にすることも可能です。

■ どんな助成をしてもらえるの…？ (助成内容一覧)

こだまちサロンの助成は、大きく分けて、①初年度備品費、②活動経費、③会場費、④広報啓発費の4種類があります。詳細は、下表のとおりです。

助成種類	助成金額(円)		助成対象(内容)	
初年度備品費	上限 各団体10万円		<ul style="list-style-type: none"> 新規サロン立上げ時に必要な器具備品費(家具、家電、建物の付帯設備)、修繕費 経年サロンが新規事業を行うための器具備品費、修繕費 サロン活動を継続させるために必要な備品費、修繕費 いずれも用途に対して過剰ではないこと 申請初年度及び次年度に限る 	
活動経費	基本助成		<ul style="list-style-type: none"> 加算の種類は、下記の三種類 (1) 昼食時間を含む場合の時間加算 (2) 毎月の開催回数に応じた回数加算 (3) 参加人数に応じた人数加算 具体的な対象としては、サロン活動に必要な教材費、消耗品費、茶菓代、当日の活動に対する保険料とする 利用者の食事代は、含まない。ただし、調理をする場合の材料費実費については対象とする 	
	時間加算			1,000円
	回数加算	月2・3回		500円
		月4回以上		2,000円
	人数加算	20人未満		1,000円
20~40人		3,000円		
40人以上		5,000円		
会場費	賃貸型	上限 年間12万円	<ul style="list-style-type: none"> 公共施設は申請不可 家賃、民間会場借用費等会場に係る実費(カラオケルーム等商業施設は非該当) 活動時にかかる光熱水費、燃料費の実費 火災保険は上限の範囲内で原則隔年で計上可 ※2年契約であることが一般的であるため 自宅等サロン以外の目的でも使用している場合は、住居・店舗併用型のみ申請可 	
	住居・店舗併用型	年間定額2万円		
広報啓発費	上限 年間5万円		<ul style="list-style-type: none"> 広報のための印刷製本、イベント等にかかる費用 地域住民を含めた運営者及び利用者の学習会、講座講習会開催のための講師謝礼等の費用 	

※必要性が認められる場合には、異なる助成種類の間で助成金を流用することができます。

※民間会場とは、自宅開放をはじめ、民間賃貸物件、自治会集会所等の地域資源、コミュニティカフェ等のフリースペースなどをいいます。カラオケルーム等商業施設は、助成対象外です。

■ 「こだまちサロン」を作るには、どうすればいいの…？

①協力者を募りましょう。

活動を継続するためには、代表者や一部の方だけで考えたり準備するのは大変です。地域では、民生委員・児童委員のほか、自治会、高齢クラブ、PTA、青少対、ボランティア活動をされている方など、いろいろな活動経験をお持ちの方が多くいらっしゃいます。直接サロンのお手伝いはできなくても、いろいろなアドバイスをいただいたり、サロンの広報や参加者のお誘いなど、さまざまな方法で、ご協力していただけるようお声かけしてみましょう。

②どんなサロンにするか話し合しましょう。

場所はどうか？ 回数は月に何回できるか？ 時間帯は？ どうやって人を集めるか？ その日は何をするか？ 費用は…などを決めますが、誰でも参加しやすく、運営する皆さんも長く続けられるようにすることが大切です。最初から無理せず、できることから、無理なく始めてみましょう。

こだまちサロン助成のほか、居場所(サロン)の立上げや、運営のお悩みなどについてもご相談をお受けします。ご連絡ください。